

一般社団法人歯科基礎医学会
役員選出に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第17条に規定されている本会の役員選出について必要な事項を定める。

(役員資格)

第2条 役員は、代議員資格を有する正会員とする。

(次期理事候補者)

第3条 第2条に定める資格を満たす次期代議員候補者は、理事選挙に立候補できる。

(次期理事候補者の選出)

第4条 次期代議員候補者による理事選挙で選出する(以下「第1理事」という)。但し、第1理事とは別に副理事長は次期代議員候補者より若干名を次期理事候補者として推薦することができる(以下「第2理事」という)。
2 理事選挙に関するその他の事項は別に定める。

(次期理事長候補者の選出)

第5条 別に定める選出方法により選出する。

(次期副理事長候補者)

第6条 第4条に定める次期第1理事は、副理事長選挙に立候補できる。

(次期副理事長候補者の選出)

第7条 次期第1理事候補者による副理事長選挙で選出する。
2 副理事長選挙に関するその他の事項は別に定める。

(次期常任理事候補者の選出)

第8条 副理事長が次期理事候補者より6名以上10名以内に従い選出する。

(次期監事候補者)

第9条 第2条に定める資格を満たす次期代議員候補者は、監事選挙に立候補できる。但し、次期理事選挙の被選挙人になることはできない。
2 監事は連続2期を限度とする。

(次期監事候補者の選出)

第10条 次期代議員候補者による監事選挙で選出する。次期監事選挙の立候補者が定数に満たない場合は、理事長が候補者を推薦する。
2 監事選挙に関するその他の事項は別に定める。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は理事会及び社員総会にて議決する。

附 則

1. 本規程は、一般社団法人歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。
2. 本規程にかかわらず、一般社団法人歯科基礎医学会の設立時の役員を選出に関しては本規程によらないものとする。
3. 本規程は、令和元年5月18日に一部改正し、同日から施行する。
4. 本規程は、令和元年10月14日に一部改正し、同日から施行する。
5. 本規程は、令和6年10月18日に一部改正し、同日から施行する。